

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 嘱託職員採用試験案内

嘱託職員採用試験を次のとおり行います。

1. 採用予定人員等

職種	募集人員	週勤務時間	業務内容
スポーツ指導員	4名程度	38時間45分	スポーツ施設でのスポーツ指導及び管理運営業務
常勤嘱託職員	4名程度		スポーツ施設の管理運営業務、スポーツ指導
非常勤嘱託職員	20名程度	30時間	補助業務及びスポーツ振興事務

※スポーツ施設の管理運営業務には、施設の貸出しや安全管理、各種事業の企画運営、施設及び附属設備等の維持保全のほか、仙台市市民利用施設予約システムの利用者登録、抽選・予約受付、使用許可、使用料徴収・還付事務などが含まれます。

2. 勤務場所

当事業団が管理運営する仙台市内のスポーツ施設もしくは当事業団事務局

【平成29年度現在の管理運営施設】

青葉体育館、仙台市武道館、川内庭球場、新田東総合運動場、若林体育館、出花体育館、仙台市体育館、秋保体育館、泉総合運動場、屋内グラウンド、泉海洋センター、北中山コミュニティグラウンド、仙台市陸上競技場

3. 受験資格

次の要件を全て満たしている人

(1) 普通自動車運転免許を有し運転ができる人（取得見込みを含む）

★業務で公用車を使用する場合があります。また、施設によっては変則勤務のため、公共交通機関を利用できない勤務時間があります。

(2) 文書作成（ワード）及び表計算（エクセル）等パソコンの基本操作ができる人

(3) 次のいずれにも該当しない人

①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※スポーツ指導員については、上記のほか学校教育法による大学、短期大学及び専門学校において、スポーツ・体育学を専攻して卒業した人（卒業見込み含む）、又は民間企業等でスポーツ指導の職務経験が2年以上ある人で、心身ともに健康な人。

※「スポーツ指導の職務経験」についての要件は以下のとおりです。

- ① 1週間につき30時間以上の勤務を継続した期間が該当します。
- ② 在学中のアルバイトは計算に含むことはできません。
- ③ 複数の職務経験がある場合は通算します。ただし、1年未満のものは含みません。
- ④ 同一期間内に複数の勤務に従事した場合はいずれか一方とします。
- ⑤ 1月以上の休業期間は勤務期間から除外します。ただし、産休・育児休業は通算に含めます。

4. 試験日程・方法等

試験	試験方法	内容等
第一次試験	書類選考	申込書の記載内容に基づき選考し、全員に第一次試験選考結果を郵送します。また、合格者には第二次試験についての詳細を併せてご案内します。
第二次試験	面接試験	日時：平成29年12月4日(月)～12月6日(水)のうち、当事業団が指定した日 会場：仙台市役所錦町庁舎 3階会議室

5. 最終合格発表 平成29年12月8日(金)

- (1) 合格者に通知書を郵送します。また、事業団ホームページでも合格者の受験番号をお知らせします。
- (2) 合格者が採用を辞退した場合、合格者を追加することがあります。
- (3) 合格者は健康診断を受診していただきます。(2月中旬予定)
医療機関名：周行会健診クリニック(仙台市青葉区上杉2-3-3)
- (4) スポーツ指導員の合格者には、卒業証明書、職歴証明書等を提出していただきます。(受験資格を充たしていない場合は合格を取り消します。)

6. 申込手続

- (1) 受付期間 平成29年11月1日(水)～11月20日(月) 必着
- (2) 専用の申込書に必要事項を記入の上、写真(3ヶ月以内に撮影したもの)を貼付し、申し込んでください。
- (3) 第一次試験結果通知用として、住所・氏名を記入した返信用封筒(82円切手を貼付)を同封してください。封筒は「長3」(120mm×235mm)程度のもので使用してください。
- (4) 申込書の記載が不十分なもの、写真がないものは受理しません。記入には黒インクまたは黒ボールペンを用いてください(摩擦熱でインクが消えるボールペンを使用しないでください)。

(5) 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、次の宛先に郵送（又は持参）してください。

〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目3番9号

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 総務企画課

7. 雇用期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

★雇用契約を更新する場合があります。（最大4回まで）

★満65歳に達した日の属する年度を超えての更新はありません。

★2年以上勤務した場合、事業職員（雇用期間の定めのない正規職員）登用試験の受験資格が与えられます。

8. 勤務条件等

雇用形態：(公財)仙台市スポーツ振興事業団嘱託職員

給与等：○報酬月額

①スポーツ指導員	191,400円程度
②常勤嘱託職員	165,500円程度
③非常勤嘱託職員	125,000円程度

(原則毎月21日払)

○手当 通勤手当、超過勤務手当等（規定により支給）

○その他 昇給、賞与及び退職手当無し

勤務時間：前記1.のとおり（シフト制）

変則勤務（原則として8：30～21：30の範囲）。土曜、日曜及び祝日の勤務あり

★勤務する施設によって異なります。（5:30~22:30の範囲となる場合があります。）

社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

★自己負担分は上記給与から控除されます。

休日：4週8休

年末年始（12月29日から翌1月3日）

★土曜、日曜及び祝日が休日になるとは限りません。

休暇：年次有給休暇、その他就業規則で定める有給または無給の休暇制度があります。

職務：職務専念義務、法令等の遵守義務等を負います。

解職：服務違反、勤務成績が良くない場合、心身の故障等一定の事由が生じた場合は解職されることがあります。

その他：スポーツ指導員には、健康・体力づくり事業財団公認の健康運動実践指導者等の資格を取得していただきます。（費用は当事業団負担）

9. その他

- (1) 上記以外の就業上の条件・規律等は、嘱託職員就業規則等事業団規程の定めるところによります。
- (2) 申込書は、当事業団のホームページからもダウンロードできます。
ホームページアドレス <http://www.spf-sendai.jp>
- (3) ご提出いただく申込書は、返却しませんのでご了承ください。

10. 問合せ先

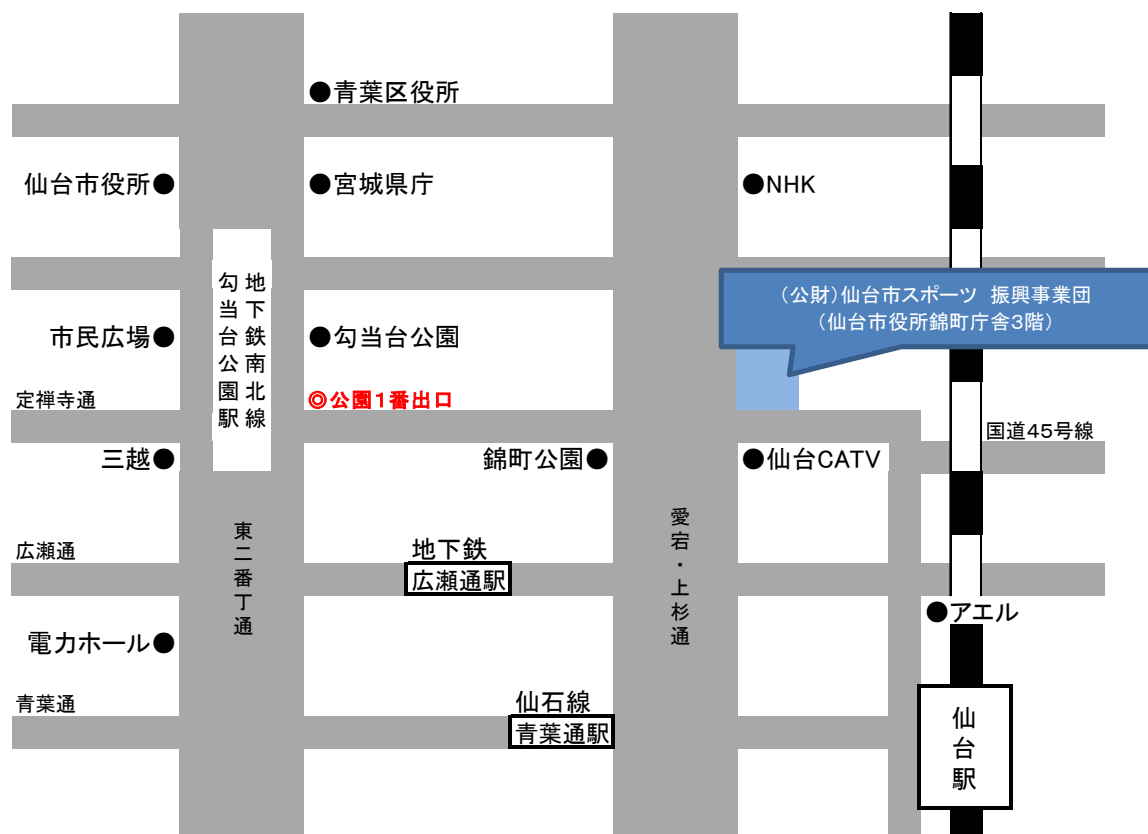
公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 総務企画課

〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 TEL 022-215-3201

<http://www.spf-sendai.jp>

11. 第二次試験（面接試験）会場案内

会場は駐車場がありませんので、地下鉄やバスなどの公共交通機関を利用してください。



《交通案内》

- 仙台市営地下鉄「勾当台公園駅」
公園1番出口より徒歩約6分
- JR仙台駅西口より徒歩約15分